

議案第17号

渋川市立認定こども園条例を次のように制定する。

令和2年2月28日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市立認定こども園条例

(設置)

第1条 小学校就学前の子どもに対する教育、保育及び子育て支援事業を総合的に実施するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「こども園」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 1号認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第19条第1項第1号の支給認定を受けた子ども
- (2) 2号認定子ども 支援法第19条第1項第2号の支給認定を受けた子ども
- (3) 3号認定子ども 支援法第19条第1項第3号の支給認定を受けた子ども
- (4) 幼稚園型認定こども園 認定こども園法第3条第2項第1号に規定する基準を満たす施設
- (5) 保育所型認定こども園 認定こども園法第3条第2項第2号に規定する基準を満たす施設

2 この条例に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、認定こども園法において使用する用語の例による。

(名称及び位置)

第3条 こども園の種別、名称及び位置は、次のとおりとする。

種別	名称	位置
幼稚園型認定こども園	渋川市立かに石こども園	渋川市村上3751番地1
保育所型認定こども園	渋川市立伊香保こども園	渋川市伊香保町伊香保335番地3

(入園資格)

第4条 こども園に入園できる子どもは、1号認定子ども、2号認定子ども又は3号認定子どもとする。

(事業)

第5条 こども園は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第23条各号に掲げる目標を達成するための教育
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定による保育
- (3) 子育て支援事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(保育料等)

第6条 こども園に入園させた子どもの保育に要する費用(以下「保育料」という。)は、その扶養義務者から徴収する。ただし、市長は、渋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(平成29年渋川市条例第10号。以下「利用者負担条例」という。)第4条の規定に基づき、保育料を減額し、又は免除することができる。

2 保育料の額は、利用者負担条例に定める利用者負担額とする。

3 通常の保育時間外に実施する保育(以下「延長保育」という。)の保育料の額は、日額200円とし、月額上限を3,000円とする。

4 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業(以下「一時預かり(一般型)」という。)の利用料の額は、別表のとおりとする。

5 1号認定子どもに係る教育課程の時間外に行う一時的な預かり(以下「一時預かり(幼稚園型)」という。)の利用料の額は、日額100円とす

る。ただし、長期休業期間中は、日額200円とする。

6 保育料、延長保育の保育料、一時預かり（一般型）の利用料及び一時預かり（幼稚園型）の利用料（以下「保育料等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに納付しなければならない。

（1） 保育料 毎月末日

（2） 延長保育の保育料 翌月末日

（3） 一時預かり（一般型）の利用料 一時預かり（一般型）の提供を受けた日

（4） 一時預かり（幼稚園型）の利用料 毎月末日

7 前項の規定にかかわらず、退園する子どもの扶養義務者は、退園する日までに保育料等を納付しなければならない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、こども園の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

2 渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年渋川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項中「幼稚園長」の次に「、幼稚園型認定こども園長」を加える。

（渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年渋川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表に次のように加える。

保育所型認定こども園嘱託医	59,000
---------------	--------

（渋川市立学校設置条例の一部改正）

4 澁川市立学校設置条例（平成18年澁川市条例第100号）の一部を次のように改正する。

別表第3 澁川市立かに石幼稚園の項を削る。

（澁川市学校給食共同調理場条例の一部改正）

5 澁川市学校給食共同調理場条例（平成18年澁川市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

（澁川市保育所条例の一部改正）

6 澁川市保育所条例（平成18年澁川市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中澁川市伊香保保育所の項を削る。

別表（第6条関係）

一時預かり（一般型）の利用料

（単位：円）

利用者の区分	子ども1人当たりの利用料（日額）			
	市内		市外	
	4時間以上	4時間未満	4時間以上	4時間未満
緊急預かり事業	2,500	1,500	3,500	2,500
非定型預かり事業	2,500	1,500	3,500	2,500
リフレッシュ預かり事業	3,000	2,000	4,000	3,000

備考 給食を利用した場合は、利用料に300円を加算する。

理由

澁川市立かに石幼稚園及び澁川市伊香保保育所を認定こども園に移行するため、条例を制定しようとするものである。

澁川市立認定こども園条例（案）新旧対照表

（澁川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年澁川市条例第12号）の一部改正）

（附則第2項関係）

（傍線の部分は改正部分）

u003e

改 正 案			現 行		
別表第1（第3条関係） 月額報酬表			別表第1（第3条関係） 月額報酬表		
適用範囲	号給	報酬額（円）	適用範囲	号給	報酬額（円）
1 一般事務等職員	1	176,700	1 一般事務等職員	1	176,700
	2	178,000		2	178,000
	3	179,400		3	179,400
	4	180,800		4	180,800
	5	182,100		5	182,100
	6	183,400		6	183,400
	7	184,800		7	184,800
(略)			(略)		
7 幼稚園長、 <u>幼稚園型認定こども園長</u>	1	261,900	7 幼稚園長	1	261,900
	2	263,800		2	263,800
	3	266,000		3	266,000
	4	267,900		4	267,900

5	269,900
6	271,900
7	273,900

(略)

5	269,900
6	271,900
7	273,900

(略)

澁川市立認定こども園条例（案）新旧対照表

（澁川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年澁川市条例第44号）の一部改正）

（附則第3項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																		
別表（第2条関係） 1 年額報酬 <div style="text-align: right;">（単位：円）</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会委員</td> <td style="text-align: right;">493,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>保育所嘱託医</td> <td style="text-align: right;">59,000</td> </tr> <tr> <td><u>保育所型認定こども園嘱託医</u></td> <td style="text-align: right;"><u>59,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	教育委員会委員	493,000	（略）		保育所嘱託医	59,000	<u>保育所型認定こども園嘱託医</u>	<u>59,000</u>	別表（第2条関係） 1 年額報酬 <div style="text-align: right;">（単位：円）</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会委員</td> <td style="text-align: right;">493,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>保育所嘱託医</td> <td style="text-align: right;">59,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	教育委員会委員	493,000	（略）		保育所嘱託医	59,000
区分	報酬額																		
教育委員会委員	493,000																		
（略）																			
保育所嘱託医	59,000																		
<u>保育所型認定こども園嘱託医</u>	<u>59,000</u>																		
区分	報酬額																		
教育委員会委員	493,000																		
（略）																			
保育所嘱託医	59,000																		
2 （略）	2 （略）																		

渋川市立認定こども園条例（案）新旧対照表

（渋川市立学校設置条例（平成18年渋川市条例第100号）の一部改正）

（附則第4項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																						
<p>別表第3（第2条関係） 市立幼稚園</p> <table border="1" data-bbox="212 469 1137 812"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>渋川市立渋川幼稚園</td> <td>渋川市渋川1773番地1</td> </tr> <tr> <td>渋川市立こもち幼稚園</td> <td>渋川市吹屋658番地30</td> </tr> <tr> <td>渋川市立赤城幼稚園</td> <td>渋川市赤城町勝保沢110番地6</td> </tr> <tr> <td>渋川市立北橋幼稚園</td> <td>渋川市北橋町真壁2376番地4</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	渋川市立渋川幼稚園	渋川市渋川1773番地1	渋川市立こもち幼稚園	渋川市吹屋658番地30	渋川市立赤城幼稚園	渋川市赤城町勝保沢110番地6	渋川市立北橋幼稚園	渋川市北橋町真壁2376番地4	<p>別表第3（第2条関係） 市立幼稚園</p> <table border="1" data-bbox="1173 469 2085 880"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>渋川市立渋川幼稚園</td> <td>渋川市渋川1773番地1</td> </tr> <tr> <td><u>渋川市立かに石幼稚園</u></td> <td><u>渋川市村上3751番地1</u></td> </tr> <tr> <td>渋川市立こもち幼稚園</td> <td>渋川市吹屋658番地30</td> </tr> <tr> <td>渋川市立赤城幼稚園</td> <td>渋川市赤城町勝保沢110番地6</td> </tr> <tr> <td>渋川市立北橋幼稚園</td> <td>渋川市北橋町真壁2376番地4</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	渋川市立渋川幼稚園	渋川市渋川1773番地1	<u>渋川市立かに石幼稚園</u>	<u>渋川市村上3751番地1</u>	渋川市立こもち幼稚園	渋川市吹屋658番地30	渋川市立赤城幼稚園	渋川市赤城町勝保沢110番地6	渋川市立北橋幼稚園	渋川市北橋町真壁2376番地4
名称	位置																						
渋川市立渋川幼稚園	渋川市渋川1773番地1																						
渋川市立こもち幼稚園	渋川市吹屋658番地30																						
渋川市立赤城幼稚園	渋川市赤城町勝保沢110番地6																						
渋川市立北橋幼稚園	渋川市北橋町真壁2376番地4																						
名称	位置																						
渋川市立渋川幼稚園	渋川市渋川1773番地1																						
<u>渋川市立かに石幼稚園</u>	<u>渋川市村上3751番地1</u>																						
渋川市立こもち幼稚園	渋川市吹屋658番地30																						
渋川市立赤城幼稚園	渋川市赤城町勝保沢110番地6																						
渋川市立北橋幼稚園	渋川市北橋町真壁2376番地4																						

渋川市立認定こども園条例（案）新旧対照表

（渋川市学校給食共同調理場条例（平成18年渋川市条例第106号）の一部改正）

（附則第5項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務） 第3条 共同調理場は、次に掲げる業務を行う。 （1）～（5） （略）</p>	<p>（業務） 第3条 共同調理場は、次に掲げる業務を行う。 （1）～（5） （略） 2 前項に規定する業務のほか、<u>渋川市北部学校給食共同調理場においては、渋川市立かに石幼稚園の幼児に対し、給食を実施する事業を行うことができる。</u></p>

渋川市立認定こども園条例（案）新旧対照表

（渋川市保育所条例（平成18年渋川市条例第128号）の一部改正）

（附則第6項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																		
<p>（名称及び位置） 第2条 市が設置する保育所（以下「保育所」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="215 504 1137 778"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>渋川市第一保育所</td> <td>渋川市渋川2103番地22</td> </tr> <tr> <td>渋川市第四保育所</td> <td>渋川市有馬716番地</td> </tr> <tr> <td>渋川市第五保育所</td> <td>渋川市渋川446番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	渋川市第一保育所	渋川市渋川2103番地22	渋川市第四保育所	渋川市有馬716番地	渋川市第五保育所	渋川市渋川446番地1	<p>（名称及び位置） 第2条 市が設置する保育所（以下「保育所」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 504 2085 847"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>渋川市第一保育所</td> <td>渋川市渋川2103番地22</td> </tr> <tr> <td>渋川市第四保育所</td> <td>渋川市有馬716番地</td> </tr> <tr> <td>渋川市第五保育所</td> <td>渋川市渋川446番地1</td> </tr> <tr> <td><u>渋川市伊香保保育所</u></td> <td><u>渋川市伊香保町伊香保335番地3</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	渋川市第一保育所	渋川市渋川2103番地22	渋川市第四保育所	渋川市有馬716番地	渋川市第五保育所	渋川市渋川446番地1	<u>渋川市伊香保保育所</u>	<u>渋川市伊香保町伊香保335番地3</u>
名称	位置																		
渋川市第一保育所	渋川市渋川2103番地22																		
渋川市第四保育所	渋川市有馬716番地																		
渋川市第五保育所	渋川市渋川446番地1																		
名称	位置																		
渋川市第一保育所	渋川市渋川2103番地22																		
渋川市第四保育所	渋川市有馬716番地																		
渋川市第五保育所	渋川市渋川446番地1																		
<u>渋川市伊香保保育所</u>	<u>渋川市伊香保町伊香保335番地3</u>																		